

千葉県立市原高等学校

いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」※以下「法」

【第13条】 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

目次・構成

I いじめに対する基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめと暴力

II 未然防止

- 1 生徒観察
 - (1) 生徒・集団の観察から得られるもの
- 2 コミュニケーション力の育成
 - (1) 信頼される教職員像
 - (2) 自尊心を高める学校活動（授業・特別活動）
- 3 人間力の育成
 - (1) 人権教育の充実
 - (2) 道徳教育の充実
 - (3) 生徒会活動の充実
- 4 インターネット上のいじめに対して
 - (1) 学校における指導
 - (2) 家庭における指導
- 5 外部への情報提供
 - (1) 保護者・地域への情報提供

III 早期発見

- 1 早期発見の手立て
 - (1) 集団等の変化の察知
 - (2) いじめ実態調査アンケート等の実施
 - (3) 教育相談体制の活用
 - (4) インターネット上のいじめの早期発見
 - (5) 保護者との連携
- 2 いじめ相談・通報窓口
 - (1) 校内窓口
 - (2) 外部窓口

IV いじめ問題に取り組む組織及びその運用

- 1 いじめ防止等対策委員会
- 2 いじめへの組織対応の流れ

V 指導・支援について

- 1 被害者（保護者）への支援
- 2 加害者（保護者）への指導
- 3 傍観者（保護者）への指導

VI 重大事態の対応

- 1 重大事態の定義
- 2 重大事態への対応

VII いじめ防止基本方針の評価・分析

いじめ防止基本方針

I いじめに対する基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、他人への人権侵害であり、人として許される行為ではない。いじめは加害者、被害者、そしてそれを知りうる他の者といった構成要素の元で成り立つことから、一部の生徒のみならず多くの生徒に関係することがらという認識が求められる。教職員は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるよう、総合的かつ継続的に指導を行う中で、生徒が被害加害の別なくいじめに関わりをもたない状態の実現を目指さなければならない。また、学校においていじめの状態を有した場合、学校がいじめを認識しながら放置する事のないよう、学校の内外を問わず、地域、保護者及び関係機関と連携し、いじめ根絶のためにいじめ防止等の施策を行わなければならない。

加えて本校は職業系の専門高校として、豊かな人間性をもった責任感ある誠実な社会人を育成することを目標に掲げていることから、本校のいじめに対する基本的な方針の骨子となるべき視点を『①産業教育・産業人育成の観点から、社会の一員として健全な人格を持った人物の育成を目指すにあたり、②生徒が安心して学ぶことのできる基礎的な教育環境整備を行い、③学習集団の中にあつて自己と他者を尊重し認め合う風紀を醸成し、④個及び集団に対して合理的な配慮の元、適切な指導を継続して行う。』とした。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

3 いじめと暴力

暴力にまつわる認識は、刑法上、生徒指導上、心の暴力、加害者の視点、被害者の視点、といった、様々な認識によって異なり、生徒指導上どう分類し、それに対してどのように対処するかは明確な区別が困難である。

また、表面化した暴力であっても、例えば被害者の口から「いじめじゃないから（別に嫌じゃないから）大丈夫」と言われたりした場合などは、それ以降の暴力的行為が軽視・容認化されることも考えられるが、被害者感情の真意を汲み取り、それを周囲で見ている生徒への影響も含め、暴力といじめを切り離して理解することにこだわらず、総合的な視点で指導を行う姿勢が必要である。

- ◆「暴力」を、いじめやけんか等と表現する事で軽く考え、対応を先送りしてはならない。
- ◆「いじめ」を、単なるいやがらせ、けんかと軽く考え、対応を先送りしてはならない。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題は、「いじめが起こらないクラス・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために学校職員は、「いじめは、いつ何処にでも起こり得る」という認識を持ち、互いに好ましい・好ましくないに関わらず自己と他者を等しく尊重できる人間関係を築き、豊かな心を育成し、「いじめを生み出さない環境づくり」に取り組むことが不可欠である。一度生じたいじめを解消することは困難を極めることが予想されるため、いじめに関する全体的な取組みのうち、未然防止にまつわる方策には最大限の配慮をもって臨み、年間を通じていじめの予防的な取組みを計画・実施する。

1 生徒観察

(1) 生徒・集団の観察から得られるもの

生徒やクラスの様子を知るためには、教職員の気づきが求められる。担任や授業担当者は、日々生徒と対面する中でより細かな変化や場の雰囲気を感じとる努力を行い、それを取り巻く全ての教職員においても、些細なことがらや気になるそぶりをつぶさに観察し、生徒達の人間関係や精神状態の変容を把握し、情報を共有し合うことによっていじめの未然防止ならびに早期発見を常に心がける。

いじめ行為は、その前兆とも言える小さな事柄によって、予見出来る場合もある。具体的には、人の持ち物をいたずらする・隠す、人の成果を過小に評価する、友人間の取り組みに協力しない、序列化・グループにこだわる、人が困る姿を見たがる、公共物を破損・汚損する等。今後発展・エスカレートしそうな事柄とその成立要件（生徒の組み合わせ、場面）を把握しておくことによって、事態の悪化を防ぐことにつながる。

本校では、少人数制授業、チームティーチング授業に加え、一般科目・専門科目・実技実習科目等様々な場面に生徒を置く状況において、異なるシチュエーションで多方面から生徒を観察することが可能であり、そこで得られた情報について職員間での情報共有に努め、生徒の実態把握を行う。

2 コミュニケーション力の育成

(1) 信頼される教職員像

生徒は、教職員の言動を常時注視している。教職員の何気ない言動が、生徒の心を傷つけ、結果としていじめの容認と助長に結びつくことがある。生徒に寄り添う姿勢を保ちつつも、必要な場面では毅然とした態度・指導を行使できるよう、日々の学校生活において生徒との信頼関係構築に努める。

(2) 自尊心を高める学校活動（授業・特別活動）

いじめの要因の一つに、加害生徒の内に秘められたストレスと、それをもたらしたストレスラーの存在がある。学校生活の中心である授業の時間において、ストレスラー（競争《勝者の権威・敗者の居場所》、発言する際の雰囲気、誤りに対する雰囲気、授業内容の理解度）となりうる場面への配慮と工夫が求められる。教職員の暖かい声かけや適正な課題の提示、生徒が希望を持てる励ましによって、自分の力が伸びて行く様を実感し、認められたという「自己肯定感・自己有用感」が育成される。その他学校行事や特別活動等のあらゆる場面で、他者との関わりについて体験的に学び、それぞれの違いを認め合う事を学習させることで、生徒の心のさらなる成長を図る。

3 人間力の育成

(1) 人権教育の充実

学校生活の中の体験活動等を通して、生徒が他人の痛みを感じることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚の醸成を図る。

(2) 道徳教育の充実

社会的規範や道徳的判断力の乏しさから起こる「いじめ」の防止には、1学年は年間9回を通じて行われる道徳の授業を活用して取り組みを行う。2, 3学年については、学期ごとに全校で行う特別活動「いのちを大切に作るキャンペーン」の中で分野ごとに学習して理解と実践力を高め、いじめを生じないHR内での雰囲気作りに努める。また、その様子や内容等を学校のホームページに掲載し、啓発活動に資する。

(3) 生徒会活動の充実

生徒会役員を中心とした各種啓発活動や各種行事活動を充実させることで、集団に対する自己の役割を意識させ、生徒達自身によっていじめを防止する力を主体的に養う。

4 インターネット上のいじめに対して

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の悪口や誹謗中傷、画像等をインターネット上のWebサイトの掲示板等へ書きこんだり、電子メールやSNSサービスを介していじめを行ったりすることが想定される。こうしたいじめはその匿名性・非現実性により、エスカレートしていくことが予想される。一度流出した情報の回収は、不可能となる。

(1) 学校における指導

学校では、情報科の授業・特別活動の安全教育において、インターネットの特殊性による危険や陥りやすい心理を踏まえて情報モラルの指導を行うとともに、校内での使用制限および違反者への指導を明確に行う。

(2) 家庭における指導

課外時や帰宅後等、学校管理下以外の時間帯に行われることを想定し、ネット上での一般的なエチケット（ネチケット）に加え、携帯端末機の使用については総合的な注意喚起を継続して行う。生徒の生活全般において情報モラルの指導を徹底するには限界があり、生徒達のパソコンや携帯電話を購入し管理するという視点からも、フィルタリングだけでなく、危険から守るルール作りを家庭内でも行うよう保護者に対して協力を要請する。

5 外部への情報提供

(1) 保護者・地域への情報提供

学校の様子を保護者や地域に伝えるために、行事連絡及び実施報告、日々の出来事等ホームページを随時更新している。また、保護者面談週間を設定し、担任が個別の相談に応じるとともに、授業公開、行事連絡等、学校内の様子を直に見ることができる場を設定する。

また、本いじめ防止基本方針についても、ホームページ上で閲覧が可能となるように整備する。

Ⅲ 早期発見

いじめの未然防止と並行して、いじめの早期発見に努める。日頃から教職員と生徒の信頼関係を深め、悩みの相談等からも糸口を見いだせるように心掛ける。いじめは教職員や大人に気付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、判断しにくい形態で行われ、潜在化しやすい事を認識し、始業前の巡回や、昼休み等の校内巡視等含め、些細な兆候を敏感に察知し、積極的にいじめを認知する姿勢を持つ。

1 早期発見の手立て

(1) 集団等の変化の察知

未然防止を目指す取り組みと同様に、集団や個人の人間関係について生徒の様子を注視する。暴力を伴ういじめについては、ある程度の予測のもと、見守りが可能であるが、暴力を伴わないいじめについては、より潜在化し、かつ比較的短期間のうちに構成（メンバーの組み合わせ等）が変容することが予想されることから、より繊細な視点での観察が求められる。例えば暴力を伴わないいじめの被害者が、いじめに耐えかねて激高し、加害者の一人に対して暴力的な詰め寄りをしている場面を想定すると、事情を把握しないままに即時的な指導した結果、真の被害者に対して教員が叱責し、真の加害者が被害者として成立するを行うといったこじれを生じさせることも想定に入れ、早期発見時の指導の際には、十分に配慮した事情調査を行う。

(2) いじめ実態調査アンケート等の実施

いじめに関する定期的な実態調査を各学期途中（年3回）に実施する。いじめを受けている生徒にとっては、その場での回答がむずかしい状況も考えられるため、実施については、持ち帰り等状況に応じて配慮をする。なお、調査項目については、いじめや被害調査、悩み調査等、ネガティブ要素にとどまらず、学校生活内での良い出来事等も含めた総合的な内容として実施し、生徒からの意見を広い視野でくみ取る。

いじめ実態調査アンケートの結果については、適切な場面において生徒及び保護者への報告を行い、いじめの隠蔽や虚偽の説明を行うような風土と決別する。

(3) 教育相談体制の活用

日常生活において、生徒への声かけ等、教職員は生徒が気軽に相談できる環境づくりに努める。本校では、各学年の教育相談担当教諭がいじめを含め常時生徒の相談に対応するが、生徒は、まず担任や授業担当者のほか、部活動顧問、学科職員、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）等話しやすい教職員に相談を求めることも予想される。相談を受けた当該教職員は、いじめ事案に対しての解決と救済の観点から、個人の情報として守秘すべき内容と、職務上必要な情報とを総合的に判断し、教育相談担当者と必要な連絡及び報告を順次行う。その際、被害生徒の精神的支柱ともいえる当該教職員については、いじめの組織対応において、その後も被害生徒への窓口を担う場合があることも十分予想される。また、毎週来校するスクールカウンセラー（SC）と情報交換を行なう。

(4) インターネット上のいじめの早期発見

学校によるWebの常時監視は困難であるが、例えば課外時間の生徒の反応や、携帯端末機の画面を見た際の表情の変化や周囲の生徒の雰囲気等、生徒達の些細な反応からも、間接的に問題行動を察知できる場合もある。その際は、家庭への承諾を得て、本人に問いかけたり内容の閲覧、記録、保存を行うことが求められる。被害者感情からは、問題を含む受信内容を消去したい心情もあるが、事後の究明や証拠として必要となる場合もあるため、安易に削除させたりせずに、慎重に行う。

また、千葉県では、「ネットパトロール」が常にWebを監視して、異常発生の場合は学校に連絡するよう体制が整っている。

(5) 保護者との連携

日常的に担任等は、生徒の状況について電話連絡や必要に応じた家庭訪問等、保護者と連絡を密にする事を心掛ける。また、1学期中に保護者面談週間を設け保護者からの意見や相談にも対応している。⑩⑪
また、生徒が入学する際のオリエンテーション等で、本校のいじめを含む問題行動全般については、教頭ならびに生徒指導主事からの入学時の説明が行われる。

2 いじめ相談・通報窓口

いじめを受けていることを「恥ずかしい」「惨め」なことで捉えさせずに、些細な事であっても相談出来る雰囲気づくりを行うことが求められる。同様に、いじめを通報することを卑怯な「チクリ」とせずに、職業人として将来求められる「報告」「連絡」「相談」の意識づけと捉えさせて指導にあたる。

(1) 校内窓口

・担任職員 ・学年内教育相談係（いじめ相談） ・教頭 ・生徒指導部長 ・学年担当 ・養護教諭 他

(2) 外部窓口

千葉県子どもと親のサポートセンター	24時間いじめ相談
フリーダイヤル	0120-415-446

子ども人権110番（法務省）	月曜～金曜 8:30～17:15
フリーダイヤル	0120-007-110

Ⅳ いじめ問題に取り組む組織及びその対応

いじめ問題への取り組みは、校長のリーダーシップの下「いじめ根絶」の強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う。そのためには、いじめの防止、早期発見、早期対応の取り組みを、あらゆる学校教育活動の中に展開する事が求められる。本校では、いじめ問題に特化した「いじめ防止等対策委員会」を設置し、「いじめ根絶」に学校全体で組織的に取り組む。

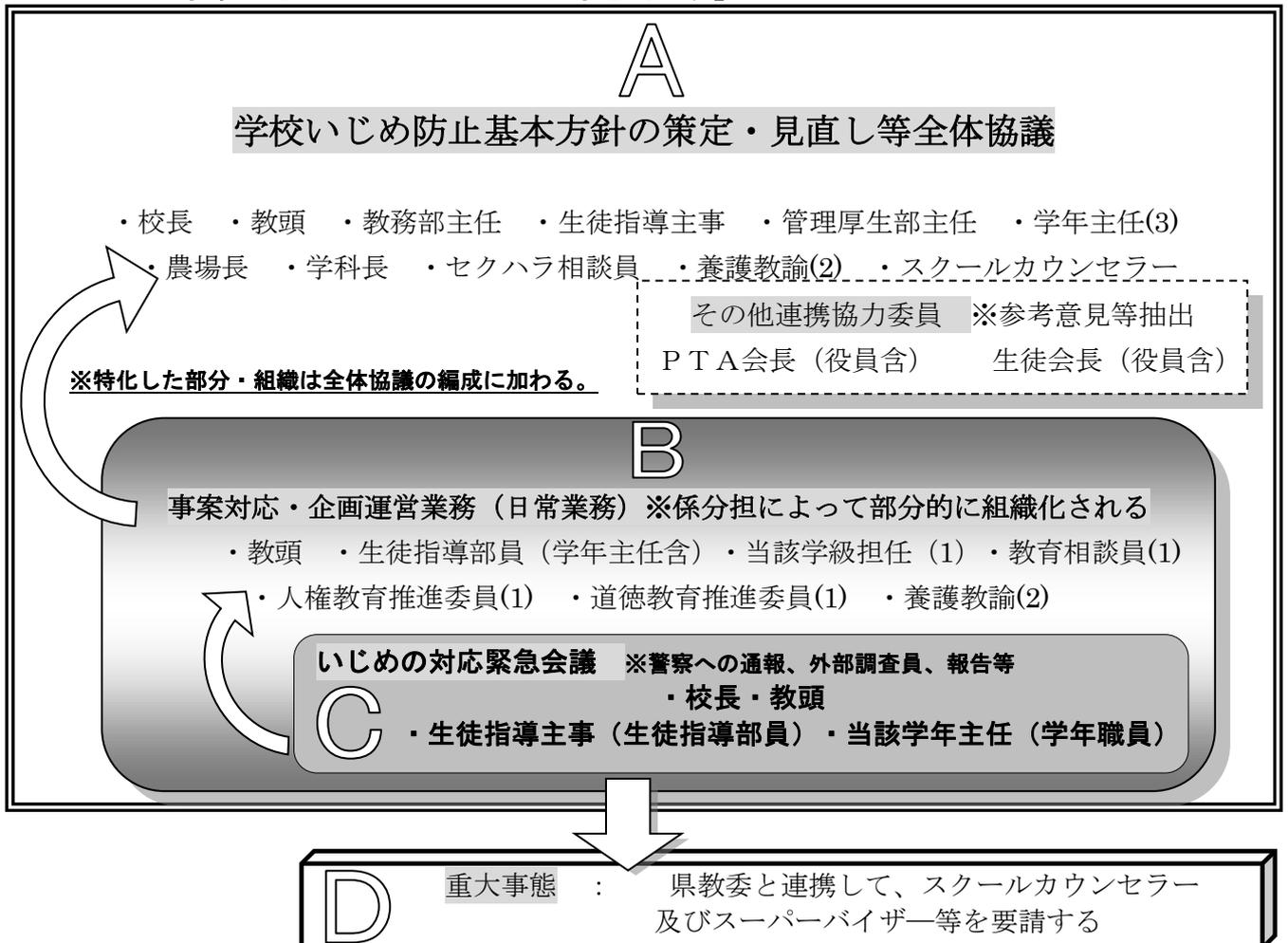
1 いじめ防止等対策委員会

「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置くものとする」【第22条】

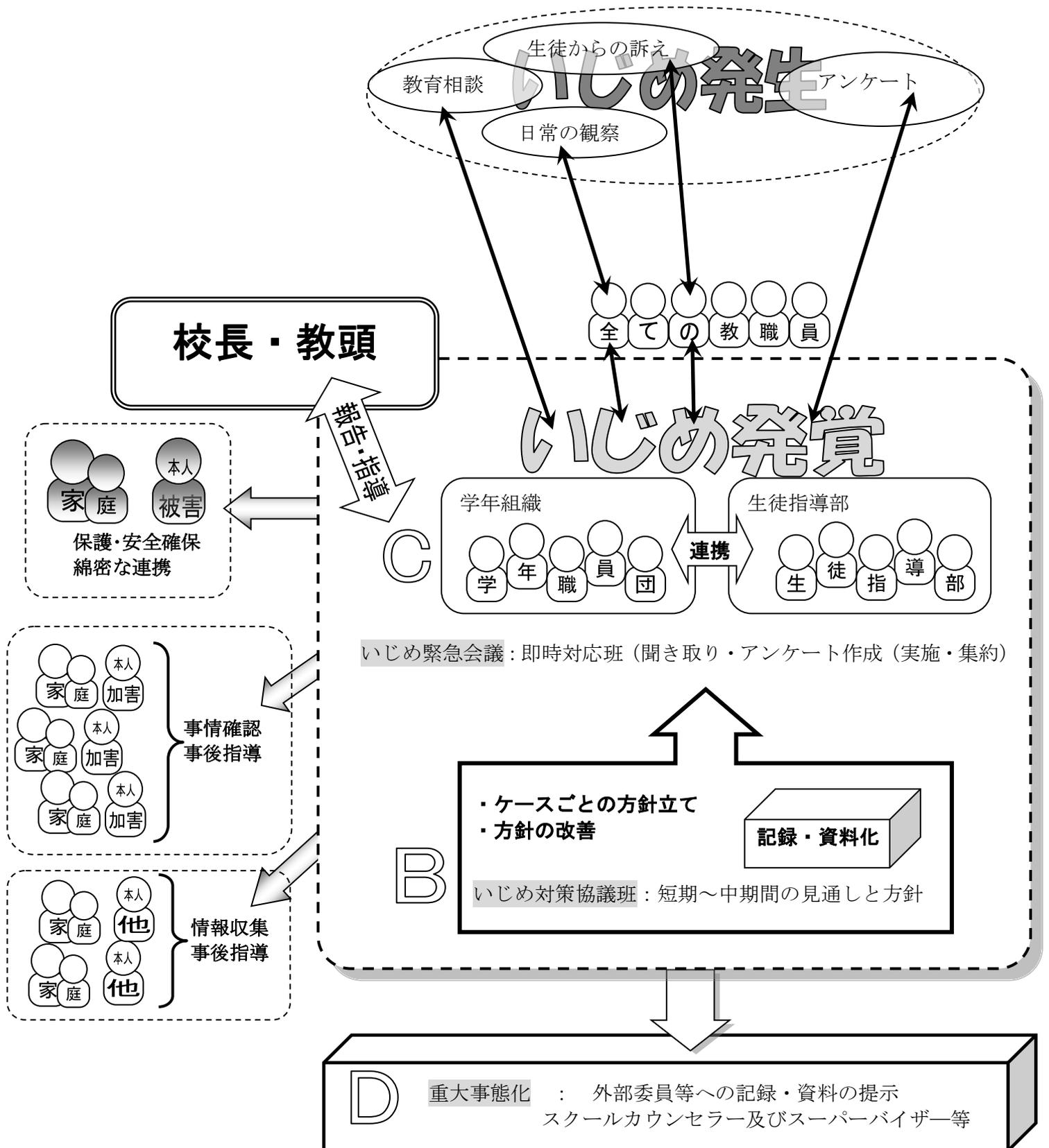
学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたり中核となる役割を担うもので、具体的には、

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④いじめの発見、関係生徒の指導・支援ならびに保護者との連携を組織的に実行する。

- A 全構成員 : 「いじめ防止等対策委員会」
- B 日常的業務における協議 : 「いじめ対策協議班」
- C いじめの疑いに係る事案発生時の緊急会議等 : 「いじめ緊急会議」
- D 重大事案の対応 : 「いじめ重大事態対応班」



2 いじめへの組織対応の流れ



- B 日常的業務における協議：「いじめ対策協議班」
 C いじめの疑いに係る事案発生時の緊急会議等：「いじめ緊急会議」
 D 重大事案の対応：「いじめ重大事態対応班」

※なお、協議や対応する内容に応じて、組織構成について柔軟な対応を可能とする。

V 指導・支援について

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、加えて、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡等必要な機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

1 被害者（保護者）への支援

（１）精神的なケア

精神的な安心・安定を取り戻せるよう、職員（担任、学年職員等）が被害生徒及び保護者の心のケアを行います。現実面での可否は別として、被害者の訴えを受け止め、被害者がどのような状態を望んでいるかについて、心情を丁寧にくみ取り、学校全体でいじめ問題に取り組み、前向きな視点に立ったうえで今後の方針を画策することが必要である。

（２）物理的なケア

安心して通学できるよう、保護者との連携を密にして、通学路及び校内における見守りをしていく。ただ単に気を付けるのみに終始せず、学校生活上の時間帯と場所について細かな場面を想定し、それぞれの場面で、どういう状況になったら〇〇する（避難場所など）や、誰とともに行動する等、できるだけ具体的な方法を被害者、保護者とともに作成する。

2 加害者（保護者）への指導

いじめを行った者に対し、事情や内容等を聴取する際は、出来る限り複数名の職員で対応し、かつ、極端な密室の状態を避け、本人の自供に加え、生徒直筆の「事故報告個人調査票」ならびに職員の聞き取りメモ等により行う。また、加害者生徒への指導中もしくはその事後に被害者生徒・通報生徒へ制裁等が加えられる事も考えられることから、なるべく早い段階で加害者の保護者に連絡をとり、学校への協力や、これ以上の事態に発展する事の無いよう、十分な合意形成を図る。

いじめの被害者が安心して教育を受けられるために教育上必要と認められるときは保護者と連携を取りながら、一定期間別室等において学習を行わせる等の特別な指導措置を講じる。

加害生徒が自分の行ったいじめ行為について認め、反省の意を十分抱いたうえで、なぜ自分がいじめを行ったかについて振り返り、今後いじめにかかわることなく生活する方法を十分に考え、保護者とともにその内容を繰り返し確認することが必要である。加害生徒をもとの学校生活に戻した際にはいじめ（威圧等、圧力的な行為全般）が継続されないことの確認と、再び生じた際の指導方針等について加害者生徒および保護者に確認を行う。継続的に面談を行うなど、状況の見守りを行う。

なお、いじめを行った理由や経緯とは別に、行為として行ったいじめに対する指導は、生徒指導部を中心に校内規定によって特別指導上の措置として提案され、校長の指導のもと実施される。

3 傍観者（保護者）への指導

いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、「加害者よりの心情の傍観者」「被害者よりの心情の傍観者」「状況によって立場を変える傍観者」「全く感情を伴わない傍観者」等がいじめの核心部周辺には混在し、「全体的な」雰囲気を作り上げている。学級担任や、教科担当者等生徒集団に向きあう立場においては、その集団の「全体的な方向性」を読み取り、いじめを取り巻いて存在する生徒達からも積極的に情報を求め、事態の悪化を防ぐ方策を講じることが求められる。

Ⅵ 重大事態の対応

1 重大事態の定義

(1) いじめにより在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 例 (i) 生徒が自殺を企図した場合
- (ii) 身体に重大な障害を負った場合
- (iii) 金品等に重大な被害を被った場合
- (iv) 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。《相当の期間とは年間30日を目安とするが、それに満たない状態でも必要と判断した際は対応を行う。》

(3) 学校の認識にかかわらず、生徒及び保護者からいじめによる重大事態に至った旨の申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして対応を行う。

2 重大事態への対応

学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（第28条）

- (1) 学校は、いじめの重大事態に際し、教育委員会その他警察等機関への報告・通報を行う。
- (2) 学校の設置者（県教委）は、その事案の調査を行う主体やそのような調査組織をとるかについて判断する（第3者機関及び専門家・有識者による組織）
- (3) 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

【報告経路】

(第一報)

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長→学校安全保健課→教育長→知事

(二報以後の対応)

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長→学校安全保健課→学習指導課

Ⅶ いじめ防止基本方針の評価・分析

年度毎に実施する学校評価等で、保護者、生徒、所属職員等がいじめ問題への取り組み全般についての評価を行う。必要に応じて方針の変更、訂正、加筆等を行う際は、校内規定の変更手順に準じて行うものとする。